

仕 様 書

1 概要

- (1) 件 名 第9期焼津市公共施設高压電力包括需給
- (2) 需要場所 別紙1のとおり（全42施設）

2 仕様

- (1) 対象施設一覧等 別紙1のとおり
- (2) 予定契約電力及び予定使用電力量 別紙2のとおり
 - ① 予定契約電力 5,780 kW（全42施設合計）
 - ※ 契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、30分間最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。
 - ※ 本庁舎については、※予備電力（予備電源）分の契約を含む
 - ② 予定使用電力量 6,953,700 kWh（全42施設1年間あたり合計）
 - ※ 予定使用電力量は、あくまでも予定量であり、これを上回り、または下回ることがある。なお、各施設における過去1年間の使用電力量等の実績は、別紙3のとおり。
- (3) 供給期間 令和9年1月1日午前0時から令和10年9月30日午後12時まで

3 その他

- (1) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- (2) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、焼津市を供給区域とする一般送配電事業者が約款で定める条件に準じ算出するものとする。
 - ※受注者独自による燃料費調整額及び契約単価の増額はできないものとする。
- (3) 契約を締結した後において、経済状況及び発電費用等の変動により契約単価が不適当となった場合は、双方協議のうえ、契約単価を変更することができる。ただし、焼津市を供給区域とする一般送配電事業者が約款で定める条件に準ずる単価の増減率を超えないこととする。
- (4) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、一般送配電事業者と調整することとする。
- (5) 事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、当方が指定する連絡先へ指示・報告ができるようにしておくこととする。
- (6) 供給電気事業者の変更等の手続き及び工事等が発生する場合は、受注者が手続きを行い、費用についても負担することとする。
- (7) 電気料金の算定、請求及び支払は施設毎に行うものとし、請求先は焼津市担当職員が指示する施設所管課とする。
- (8) 受注者は、施設別に契約期間における毎月の契約電力、最大需要電力、使用電力量、力率、単価、料金等の情報をウェブサイトで閲覧可能な状況を確認し、またはこれに代わる情報提供をするものとする。
- (9) この仕様書に定めのない事項は、当該地域を管轄するみなし電気小売事業者が定める供給条件によるほか、当該職員の指示に従うものとする。